

柳井広域都市圏

(柳井市・田布施町・平生町)

広域立地適正化に関する基本方針

令和4年3月

山口県柳井市・田布施町・平生町

目 次

1. はじめに	1
1 策定の背景・目的	1
2 広域立地適正化方針の位置づけ.....	2
2. 柳井広域都市圏の現状と課題.....	3
1 上位計画等	3
2 都市圏の現状	7
3 課題	17
3. 広域立地適正化の基本理念や方向性	18
1 広域立地適正化の基本理念.....	18
2 将来都市構造	19
3 広域立地適正化の方向性.....	21
4. 広域立地適正化における誘導区域等の方針.....	22
1 広域立地適正化方針で定めるべき事項.....	22
2 誘導区域設定にあたって.....	23
3 居住誘導区域	24
4 都市機能誘導区域	25
5 誘導施設	26
5. 機能分担・広域交通ネットワークと進行管理.....	27
1 機能分担と広域交通ネットワーク.....	27
2 広域立地適正化方針の進行管理.....	29

1. はじめに

1 策定の背景・目的

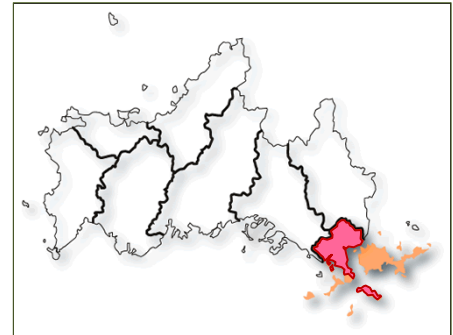
柳井市、田布施町、平生町（以下、「本圏域」といいます。）は、山口県の東南部に位置し、瀬戸内海に流れ込む柳井川や田布施川等の河口に形成された市街地とその周辺の丘陵地、室津半島など変化に富んだ地形を有する区域です。

本圏域は、北に氷室岳や石城山、南に瀬戸内海が広がり、温暖な気候のもと、豊かな自然環境や自然と歴史に恵まれた観光資源といった豊富な地域特性を持っています。これら地域特性を生かした産業として、米・野菜・花き類を中心とした農業や、水産業等の1次産業が営まれています。

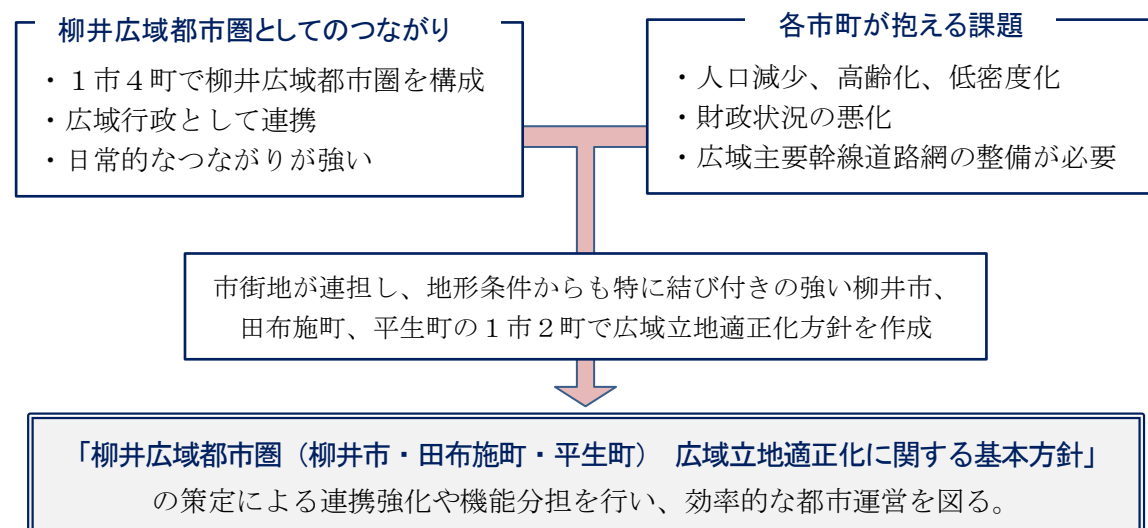
全国的にも少子高齢化、人口減少が進み、地域の活力の低下や基礎自治体の財政縮小などの問題が顕在化している中で、本圏域においても人口減少による歳入の減少や担い手不足、地域コミュニティの維持などが懸念されています。また、市街地が拮がりを見せ、地域集落が点在していることで、圏域全体に都市基盤整備などの行政サービスが望まれ、これらの在り方について考えていく必要があります。

今後、本圏域では、どの市町でも都市運営が困難になる可能性があることから、これまでの広域行政としての連携や通勤通学、買い物などの日常的なつながりを活かし、圏域が一体となった市町として効率的な都市運営を図っていくために、「柳井市・田布施町・平生町広域立地適正化に関する基本方針（以下、「広域立地適正化方針」といいます。）」を定めることとします。

なお、現況や課題の把握は柳井広域都市圏1市4町（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町）全体で行い、その中でも、市街地が連担し都市計画区域が相互に隣接しており、地形条件からも特に結び付きが強い本圏域1市2町を“一体の都市エリア”として、広域立地適正化方針の対象地域とします。



■広域立地適正化方針の策定の必要性

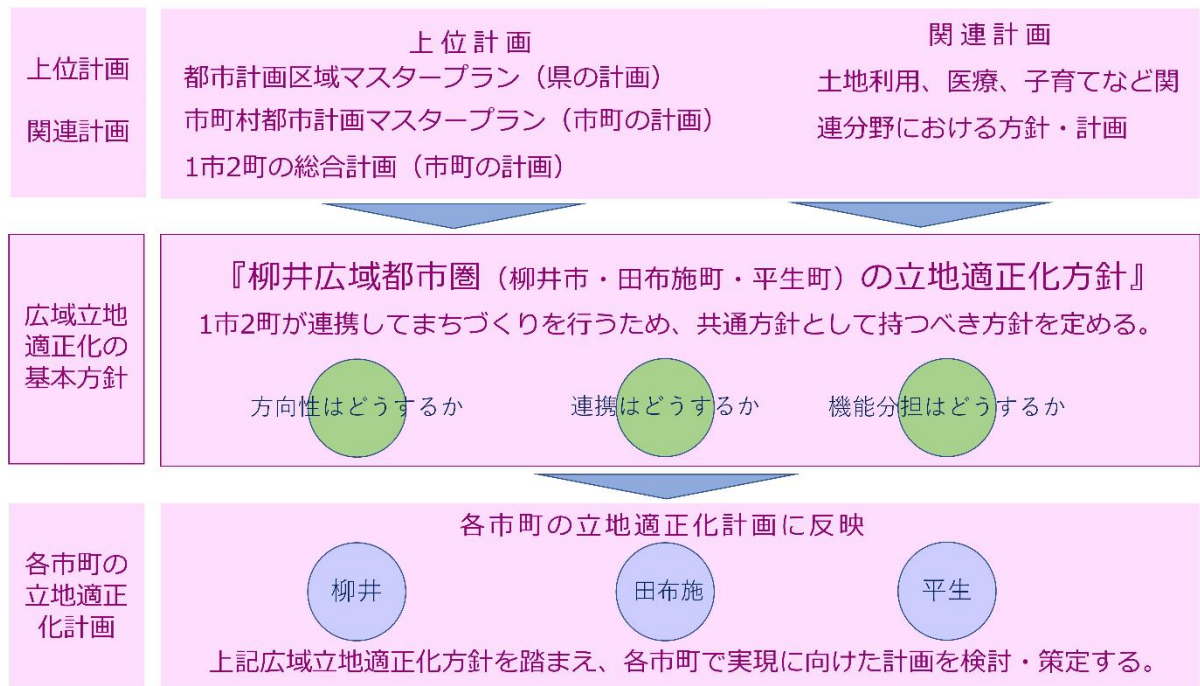


2 広域立地適正化方針の位置づけ

広域立地適正化方針は、本圏域において、市町間の連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を行うにあたっての共通認識として持つべき広域的な方針を示すものであり、1市2町がそれぞれの立地適正化計画を策定する際にはこの方針を踏まえて策定することになります。

広域立地適正化方針の策定にあたっては、「都市計画区域マスタープラン（山口県）」などの上位計画を踏まえるとともに、本圏域の「都市計画マスタープラン」で示されている将来都市構造や、地域公共交通網形成計画など関連する各分野の計画を踏まえた上で、圏域として広域的な視点での現状把握・分析を行い、方針を示すものとします。

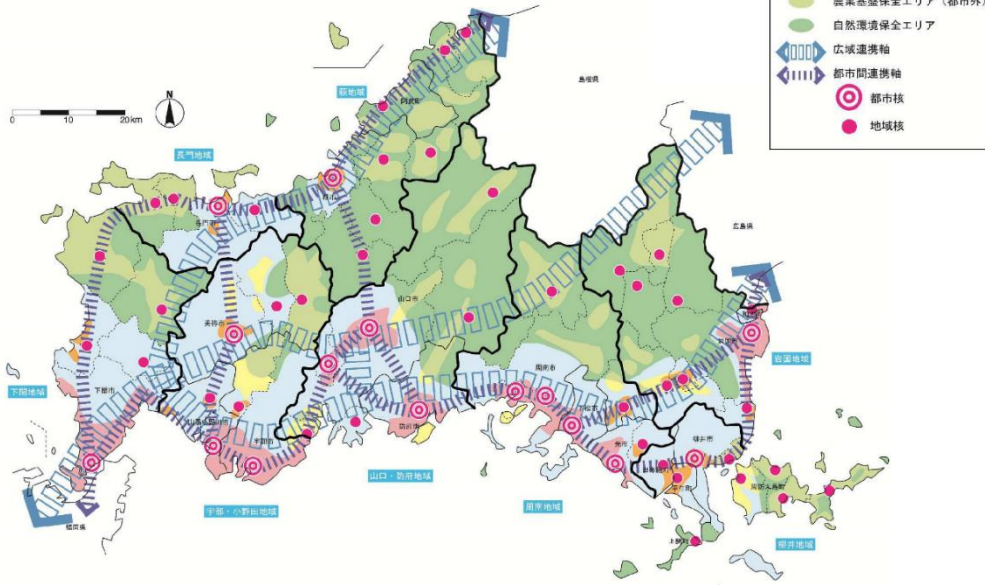
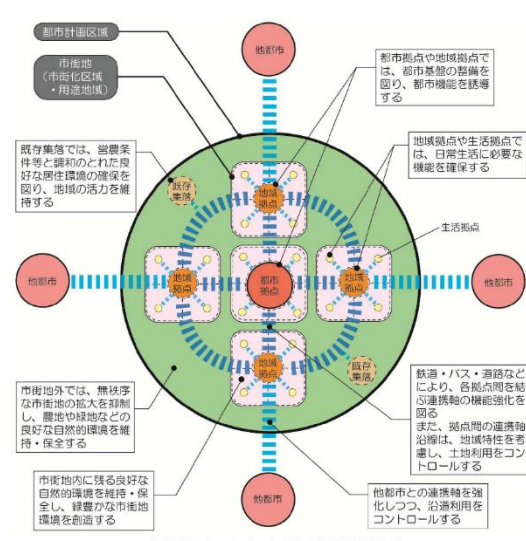
■本圏域広域立地適正化に関する基本方針の位置づけ



2. 柳井広域都市圏の現状と課題

1 上位計画等

1) 都市計画に関する計画

山口県	■山口県都市計画基本方針 【都市づくりの基本理念】 - 豊かな郷土資源を未来に 引き継ぐ、個性あふれる 美しい都市づくり - ゆとりとにぎわいの 都市生活を提供する 安心・安全な 集約型の都市づくり - 都市ごとの個性を活かし、 連携して活力を生むネットワークづくり - 住民と行政が協働し、 共創する身近な都市づくり 【圏域の都市構造】  ▲県域の都市圏構造方針 【都市の構造方針】 都市の中心部に全機能を集約するのではなく、まちの中心部、旧役場周辺等の地域の拠点、一定の集落が集積している生活の拠点に、それぞれの規模に応じた機能を集積するとともに、拠点が連携して機能を補完することで、段階的なサービスが受けられるような都市づくり「多核多層ネットワーク型コンパクトシティ」を進める。  ▲集約型都市の形成に向けた方策適用概念図
-----	---

山口県	■柳井広域都市圏の都市計画の方針 【都市づくりの基本理念】 豊かな自然と歴史に包まれた快適生活・リゾート都市圏づくり 【都市圏整備の方向性】 ①豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり ②ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市づくり ③都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり ④住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり 【主要な都市計画の考え方（都市機能や居住誘導に関連する方針の抜粋）】 ①商業地・業務地に関する方針 交通結節点となる柳井等の主要な駅等を核として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。 田布施町や平生町の役場などを中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能の立地誘導を進める。 ②住宅地に関する方針 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。 土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の区域外への移転・誘導を図る。 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画や緑地協定・建築協定等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める ③非線引き用途白地地域における方針 用途白地地域では、特定用途制限地域の指定や、開発許可基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。 さらに、地区計画等の活用による適切な規制のもと、周辺の良好な環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。 大島地域においては、良好な集落環境の保全および活力維持を図るため、周辺地域と自然環境の調和に配慮した土地利用コントロールを図る。
-----	--

2) 市町の総合計画

柳井市	第2次柳井市総合計画（平成29年3月） ■将来都市像 市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井 ～柳井で暮らす幸せを実感できるまちをめざして～ ■基本構想 ・ 既存の社会資本を最大限に活用し、無秩序な都市機能の拡散を抑制しつつ、必要なところに適切な都市機能を集積させるといったコンパクトな街づくりを推進していきます。 ■将来都市構造（土地利用の方針） ・ 市街地エリアは、住宅地・商業地・工業地がバランスよく配置された現在の枠組みをより一層コンパクトに集約できる形で用途地域等の運用を図ります。 ・ 農山漁村エリアは、良好な自然環境をまちの貴重な資源として保全活用しつつ、田園居住など多様な暮らし方に対応できるように土地利用の整序を図ります。 ・ 上記エリアが接する市街地周辺では、農林業振興施策と調整しつつ、都市計画の適正な規制誘導により無秩序な宅地開発を抑制していきます。
田布施町	第6次田布施町総合計画（令和3年3月） ■まちの将来像 ～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施 ■基本目標 ・ 駅周辺の中心機能整備や、小さな拠点づくりの推進による中山間地域における集落機能の維持・活性化など、人口減少社会にあっても、持続可能で、安心して生活できる元気な地域の形成を進め、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるまちを目指します。 ■土地の適正な管理と活用 ・ 町の市街地を形成する中央南地区における土地利用の高度化の促進に努めます。 ・ 町内全体のバランスを取りながら、下水道や生活道路網の整備、宅地開発の促進を行い、高齢者や障がい者に優しいまちづくりを進め、魅力ある都市地域の形成に努めます。
平生町	第五次平生町総合計画（令和3年3月） ■将来像 自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生 ■基本目標 ・ 生活を支える社会資本の適切な整備、維持を図ることにより、将来にわたって快適な生活を送ることのできる基盤づくりに取り組みます。

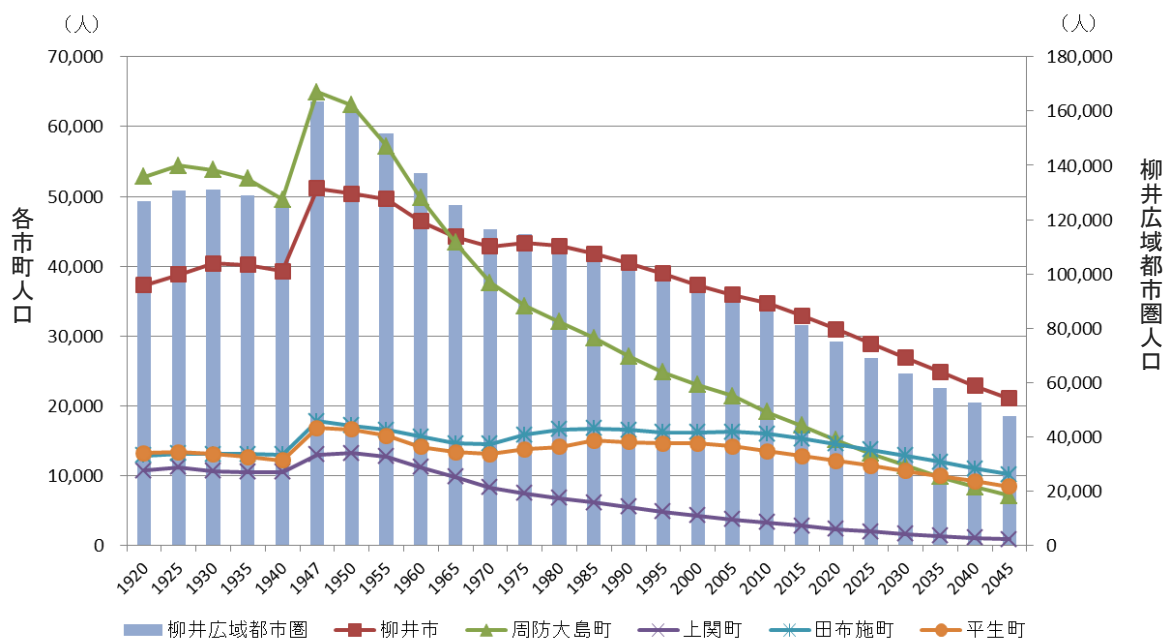
	■有効な土地利用の推進 ・ 町内の都市計画についての現状を把握するとともに、変更・廃止などを含めた都市計画を抽出し、見直しを実施します。 ・ とりわけ、都市計画道路沿線の土地の有効活用を行うべく、都市計画を現状や将来に見合った変更決定することで有効な土地利用を図り、町の活性化につなげます。
--	---

2 都市圏の現状

1) 人口動向

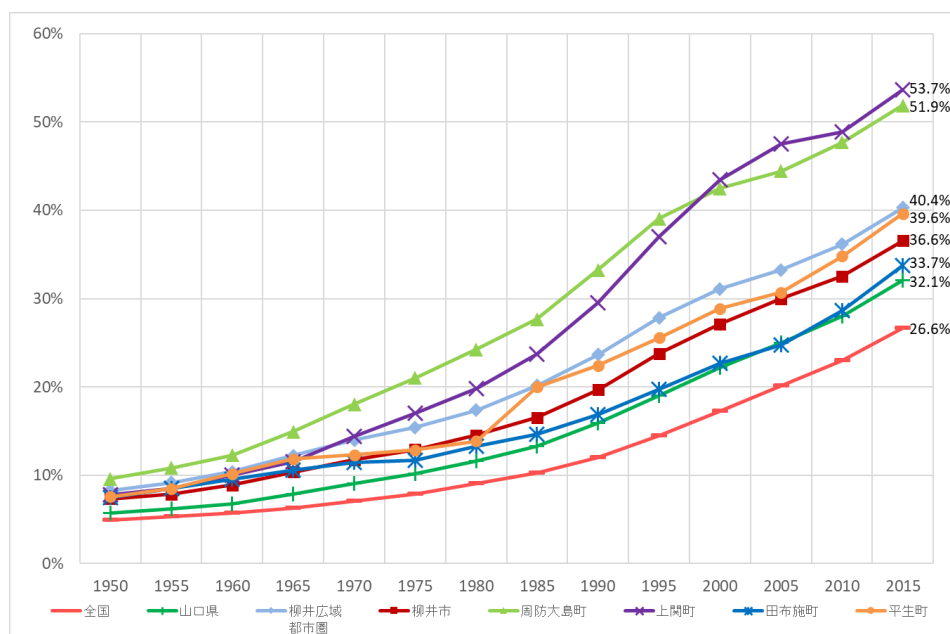
柳井広域都市圏域内全ての市町（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の1市4町）において人口の減少傾向が続いており、特に周防大島町や上関町での人口減少が著しくなっています。将来的にもこの傾向は続くことが予測されています。

高齢化率は、柳井広域都市圏全体では40.4%と山口県の32.1%よりも大幅に高くなっています。全ての市町において高齢化率が山口県の値を上回っており、特に周防大島町、上関町では50%を超えています。



■ 柳井広域都市圏市町の人口推移

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



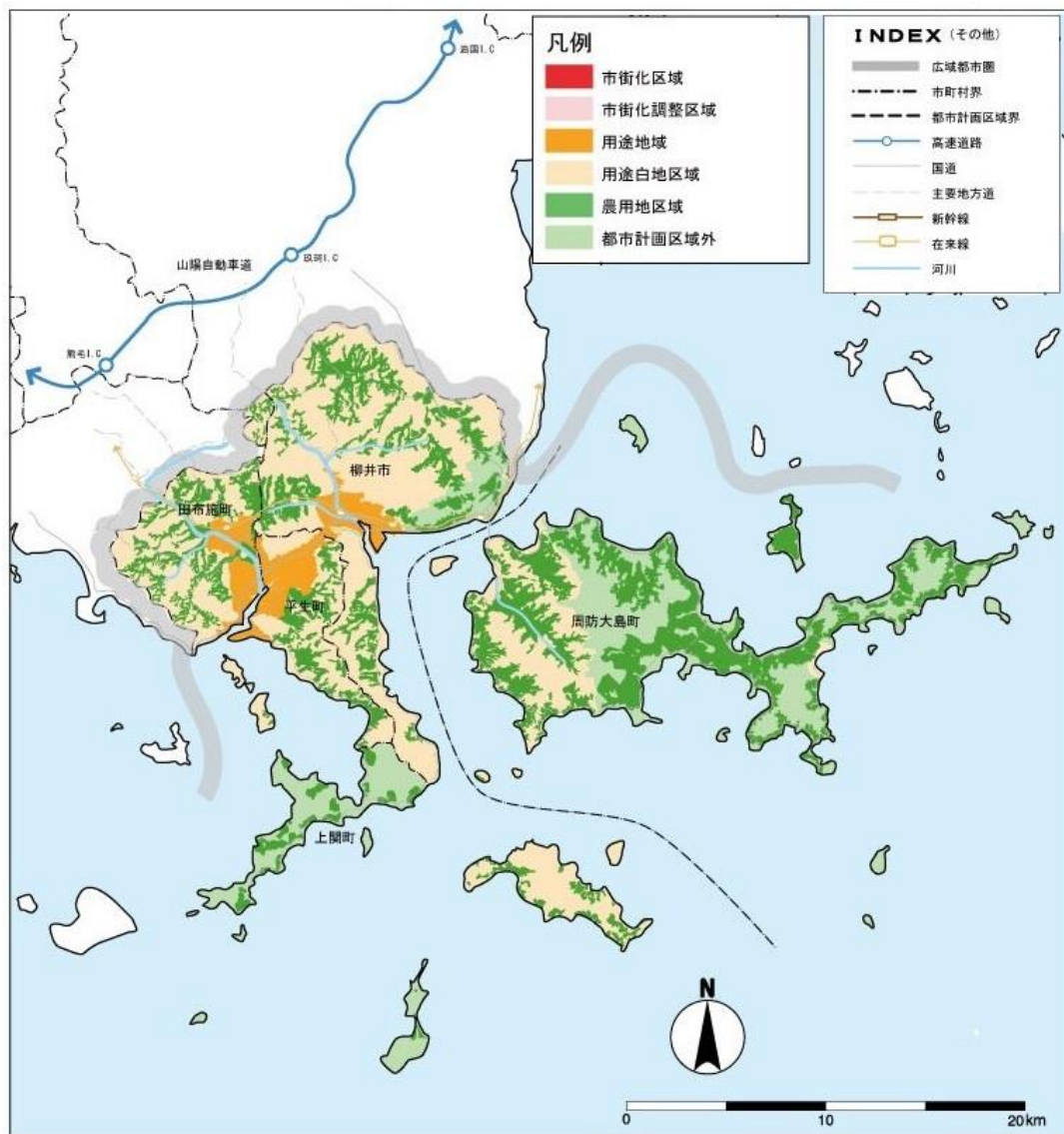
■ 柳井広域都市圏市町の高齢化率の推移

出典：総務省「国勢調査」

2) 用途地域の指定状況

柳井市の一部、田布施町、平生町、周防大島町の一部には、都市計画区域が指定されています。また、柳井市から平生町、田布施町にかけて用途地域が連坦しています。

都市計画区域外である柳井市の一部（大島地域）、久賀地域、橘地域、東和地域（片添ヶ浜周辺を除く）及び上関町では、多くの農用地が指定されており、農地が保全されています。



■ 土地利用に関する法指定状況

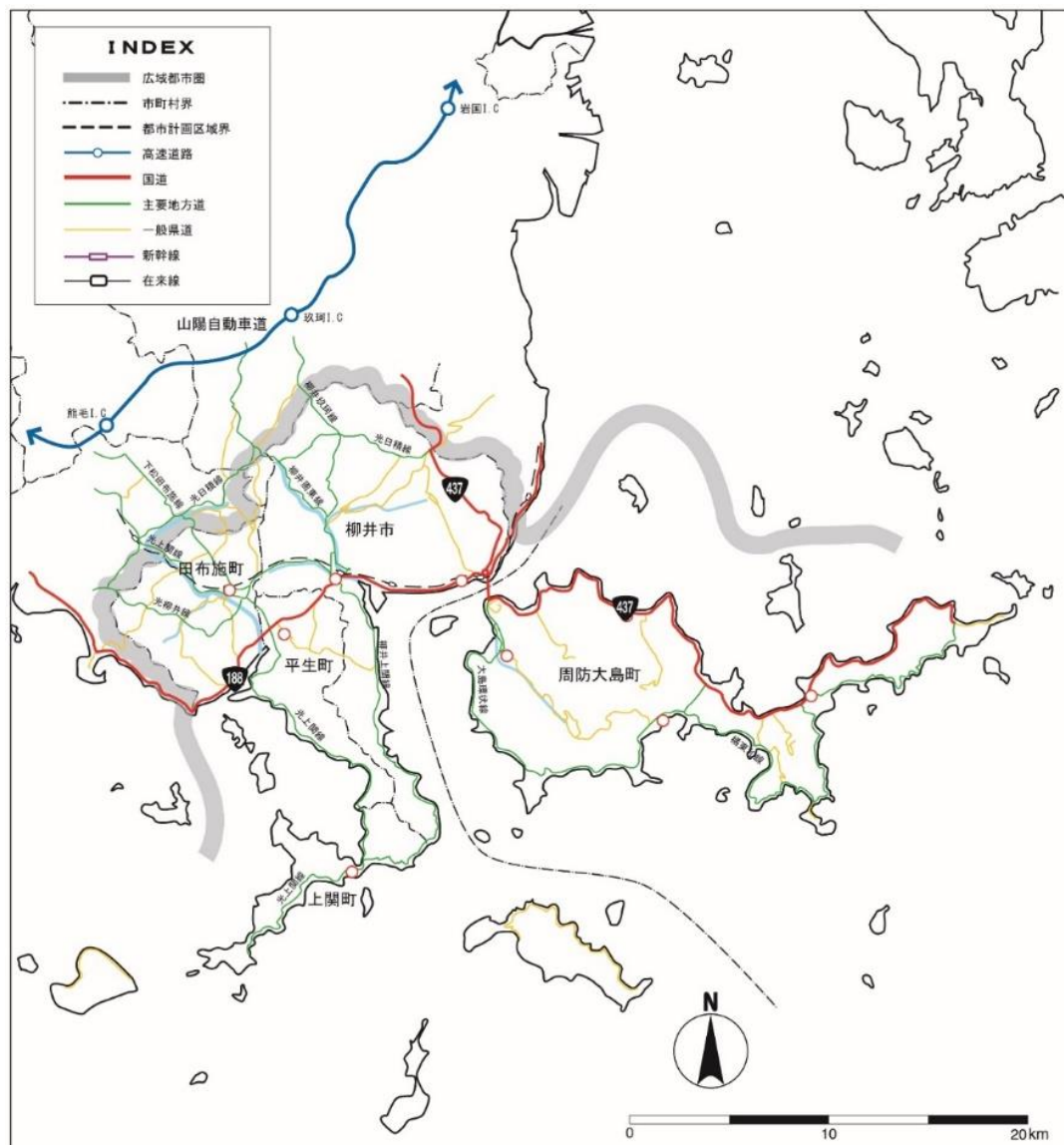
出典：山口県都市計画基礎調査（H29）

3) 主要な交通施設

柳井広域都市圏の中央を国道 188 号が東西に整備され、柳井市、平生町、田布施町が結ばれています。大畠地域においては国道 437 号と交差し、周防大島町とを結んでいます。

また、J R 山陽本線で柳井市、田布施町が結ばれています。

広域的な交通網である高速道路はありませんが、柳井市街地から山陽自動車道玖珂 I.C. に向けて県道柳井玖珂線、田布施市街地から山陽自動車道熊毛 I.C. に向けて県道下松田布施線が整備されています。



■ 主要な交通施設の状況

出典：柳井広域都市圏の都市計画の方針（山口県）

4) 公共交通

・鉄道

柳井広域都市圏を東西に山陽本線が横断しており、大畠駅、柳井港駅、柳井駅及び田布施駅の4駅があり、全ての駅において年間の乗車人員が減少しています。

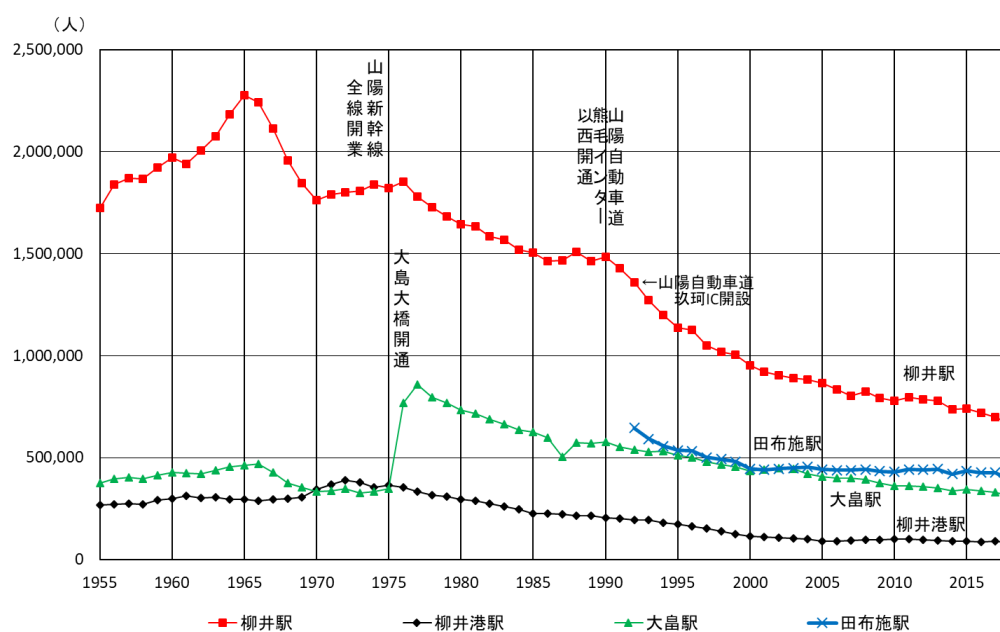
柳井駅は柳井広域都市圏内の中心駅であり、1日あたり乗降人数が3,058人(令和2年度)で、県内で11番目に多い駅となっています。

運行間隔は、上下線とも30分から1時間程度となっていますが、利用者数減少に伴い、運行便数が減少しています。

・路線バス

柳井広域都市圏を通る路線バスは、ほぼ防長交通(株)1社によって運行されています。国立病院機構柳井医療センターには上関町営バスが乗り入れています。

多くが、みなし廃止代替路線となっています。



■ 鉄道駅乗降人員の推移

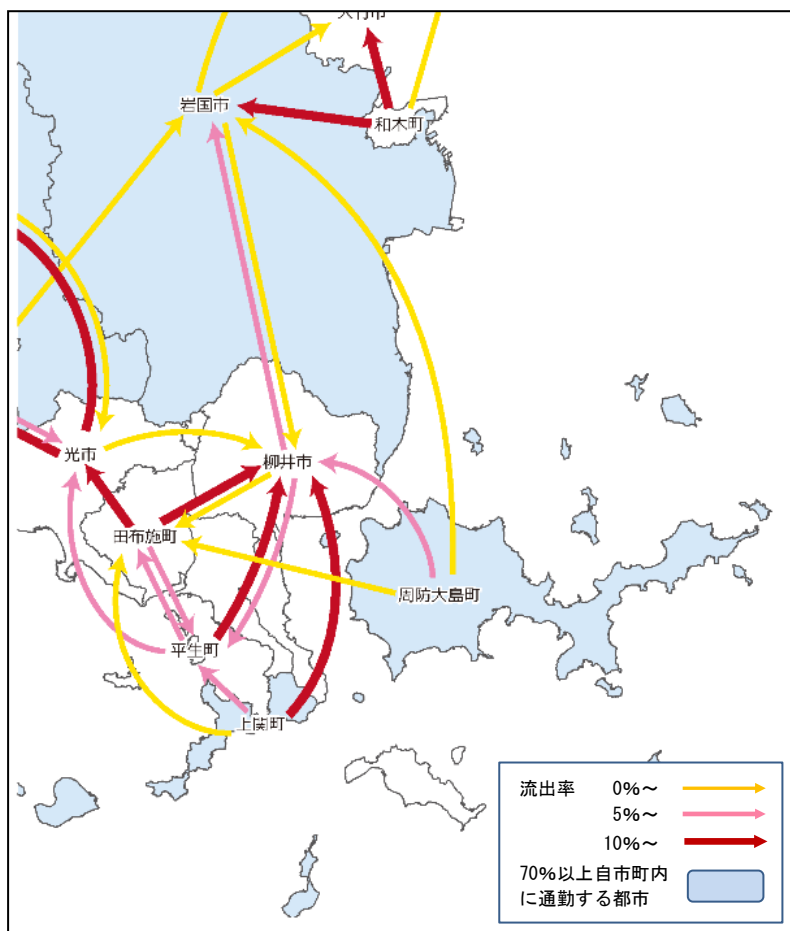
出典：JR 西日本

5) 通勤流動による生活圈

自市町内就業率は周防大島町、上関町が 70%を超えています、柳井市は 63.5%、田布施町、平生町は 45%未満となっています。

上関町、田布施町、平生町から柳井市には 10%以上の流出が見られ、柳井市を中心とした通勤圏が形成されていることがわかります。

田布施町では隣接する周南広域都市圏の光市に対して 10%以上、柳井市では岩国広域都市圏の岩国市に対して 5%以上流出しているなど、広域都市圏外を含め地域間の流動が多い状況です。

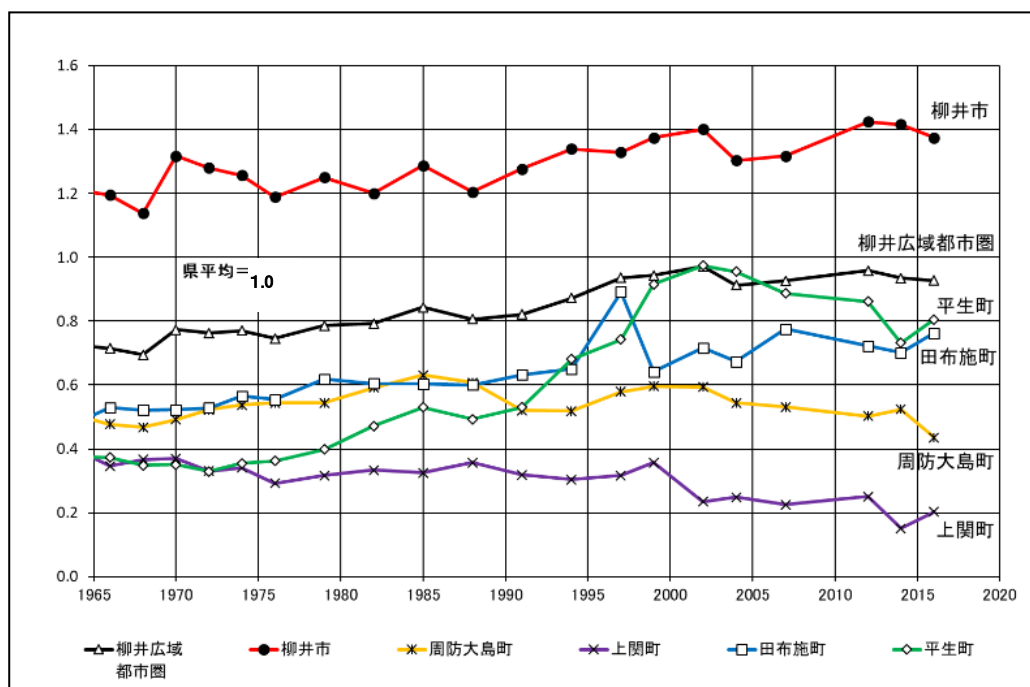


■ 通勤流動

出典：総務省「国勢調査」

6) 商圈（買物動向）による生活圏

柳井市の自市町村内購入率は 87.6%であり、柳井広域都市圏内の全ての市町から 30%以上の流入があり、柳井市を中心とした第 1 次商圈が形成されています。



■ 小売り吸引力の推移

出典：商業統計調査



■ 買物動向

出典：山口県買物動向調査 (H24)

7) 行政サービス

警察署の管轄区域は、柳井広域都市圏全体が柳井署の管轄となっています。

消防の管轄区域は、田布施町を除く市町が柳井地区広域消防組合消防本部、田布施町は光市に位置する光地区消防組合消防本部の管轄に区分されています。

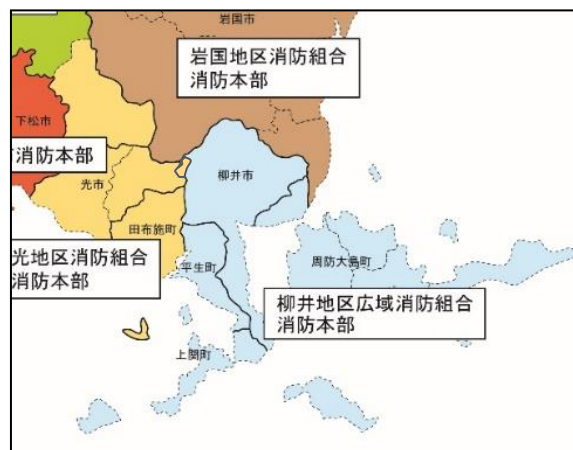
保健所の管轄区域は、柳井広域都市圏全体が柳井環境保健所の管轄となっています。

■警察管轄区域



出典：山口県警察

■消防管轄区域



出典：消防防災年報

■保健所管轄区域



出典：厚生労働省 HP

8) 生活サービス施設

生活サービス施設である、商業施設、医療施設、福祉施設、金融施設の状況は下表のとおりで、広域的な商業施設や医療施設の多くが柳井市内に立地しています。

生活サービス施設一覧

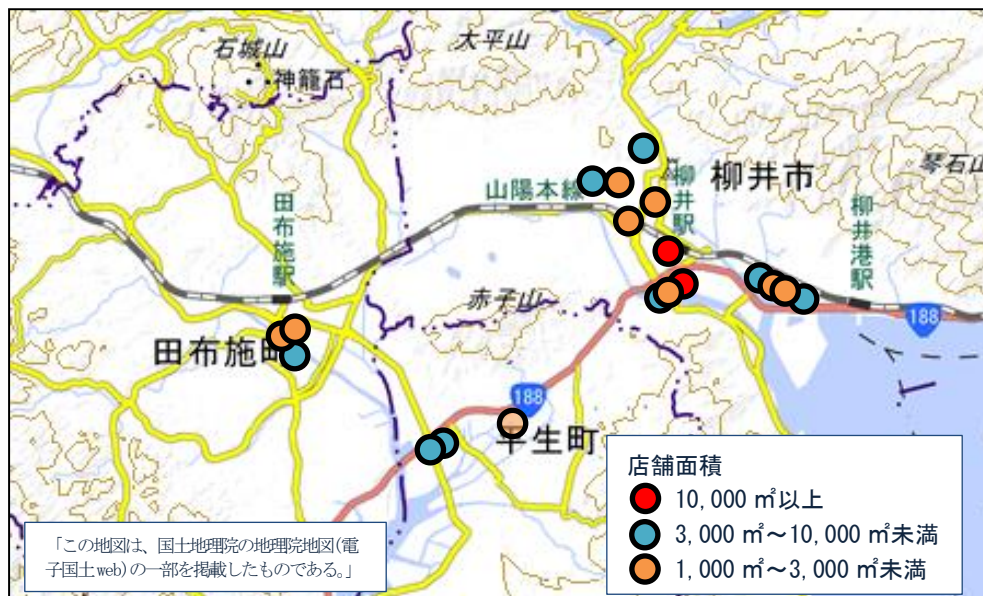
都市機能			施設の名称と数				
			柳井市	田布施町	平生町	周防大島町	上関町
行政	本庁舎		柳井市役所	田布施町役場	平生町役場	周防大島町役場	上関町役場
	警察	警察署	柳井警察署				
		幹部交番			平生幹部交番	周防大島幹部交番	
		交番・駐在所等	柳井駅前交番ほか	田布施交番ほか	佐賀駐在所	小松交番ほか	上関駐在所ほか
	消防	広域消防本部	柳井地区広域消防組合本部	(光地区広域消防組合)			
		消防署	柳井消防署				
		出張所	東出張所			西部出張所 中部出張所 東部出張所	南出張所
	ごみ処理施設	可燃物	周東環境衛生組合清掃センター			周防大島町清掃センター	(周東環境衛生組合)
		不燃物	柳井市不燃物処理場		熊南総合事務組合資源活用センター	周防大島町環境センター	
		し尿	周東環境衛生組合衛生センター			周防大島町衛生センター	
	消費生活相談		柳井地区広域消費生活センター				
	税務署		柳井税務署	(光税務署)	(光税務署)		(光税務署)
	法務局		山口地方法務局柳井出張所				
	裁判所		山口家庭裁判所柳井出張所・柳井簡易裁判所				
	ハローワーク		ハローワーク柳井				
	県税事務所		柳井県税事務所				
	県健康福祉センター(保健所)		柳井健康福祉センター(柳井環境保健所)				
	社会福祉事務所		東部社会福祉事務所ほか全2事務所				
	土木建築事務所		柳井土木建築事務所			大島分室	
	農林水産事務所		柳井農林水産事務所ほか全3事務所			農林総合技術センター	
商業	大規模小売店舗	10,000 m ² 以上	全2店				
		3,000 m ² ～10,000 m ² 未満	全5店	全1店	全2店		
		1,000 m ² ～3,000 m ² 未満	全6店	全2店	全2店		
医療	病院	二次救急指定病院	周東総合病院				
		国立病院機構	柳井医療センター				

		市・町立				大島病院ほか 全3病院	
		私 立	柳井病院ほか 全2病院		光輝病院	日良居病院	
	休日夜間診療所		柳井地域休日夜間診療所				
福 祉	高齢者		総合福祉センター				
			地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
	子育て		子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター
金 融	銀 行	山口銀行	柳井支店ほか 全2支店	田布施支店	平生支店	大島支店ほか 全3支店	上関支店
		西京銀行	柳井支店	— (柳井支店内)	— (柳井支店内)	— (柳井支店内)	
		広島銀行	柳井支店				
	郵便局		柳井郵便局ほか 全15局	田布施郵便局ほか 全4局	平生郵便局ほか 全5局	大島郵便局ほか 全16局	上関郵便局ほか 全7局
	信用金庫	東山口信用金庫	柳井支店 (含柳井南出張所)	田布施支店	平生支店		上関支店
	中国労働金庫		柳井代理店				
	山口県農業協同組合		南すおう統括本部支所			周防大島統括本部支所	
			伊陸支所ほか 全4支所	田布施支所	平生支所	大島支所ほか 全4支所	上関支所
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	高等学校	県立	柳井高等学校ほか 全2校	田布施農工高等学校	熊毛南高等学校	周防大島高等学校	
		私立	柳井学園高等学校				
	国立高等専門学校機構					大島商船高等専門学校機構	
	県立総合支援学校		(柳井医療センター内 訪問学級)	田布施総合支援学校			
	専門 学校	市町立				大島看護専門学校	
		私立	柳井准看護学院ほか 全2校		平生看護専門学校		
	公園		柳井ウェルネスパーク		ハートランドひら おスポーツレクリエーション公園		
	体育館		バタフライアリーナ	TAIKO スポーツセンター田布施	平生町体育館	B&G 海洋センター体育館ほか全2	町民体育館
	武道館		FUJIBO 柳井化学武道館	(TAIKO スポーツセンター田布施)	平生町武道館		
	野球場		ビジコム柳井スタジアム				
	陸上競技場					陸上競技場	
	多目的グラウンドほか運動施設		南浜グラウンドほか 全4施設	(TAIKO スポーツセンター田布施)	ハートランドひら お運動広場ほか 全2施設	グリーンステイナ がうら ほか 全5施設	町民グラウンド
	図書館		柳井図書館ほか 全2館	田布施図書館	平生図書館	大島図書館ほか 全4館	町立図書館
	文化ホール		サンビームやないほか 全2館			県大島防災センター	総合文化センター

このうち大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）の立地状況については、本圏域で 20 件の立地があり、うち柳井市に 13 件、田布施町に 3 件、平生町に 4 件が立地しています。

大規模小売店は柳井市を中心に集積し、そのほとんどが用途地域内に立地しています。

■ 大規模小売店舗の分布



出典：大規模小売店舗立地法 届出データベース（山口県）

3 課題

- ・ 島しょ部を中心に過疎化・高齢化が急速に進んでおり、柳井広域都市圏としての対応が喫緊の課題となっている。
- ・ 柳井市、田布施町、平生町では、市街地が連坦しており、用途地域内における一体的な土地利用を図る必要がある。
- ・ 広域交通の結節拠点である山陽自動車道玖珂 I.C や熊毛 I.C からの柳井広域都市圏内までのアクセスの向上、移動時間の短縮が必要である。
- ・ 柳井広域都市圏内の都市をつなぐ広域主幹道路網の整備が必要である。
- ・ 人口減少、高齢化が進む中、マイカーを自由に利用できない人への移動手段の確保が求められる。
- ・ 路線バスやタクシーをはじめとして、運転士不足に加え、運転手においても高齢化している。
- ・ 行政と関係事業者が連携して業務調整をしており、今後も持続的な協力体制が求められる。

公共交通に関する課題は各市町の地域公共交通網形成計画とも連携し、取り組めます。

3. 広域立地適正化の基本理念や方向性

1 広域立地適正化の基本理念

豊かな自然と歴史に包まれた快適生活都市づくり (柳井市)

美しい自然と田園に包まれた快適生活都市づくり (田布施町)

穏やかな自然に包まれた快適生活都市づくり (平生町)

(山口県作成 各都市計画区域マスタープランより)

各市町の基本理念は近接したものと考えられるため、
それぞれの理念を踏まえた本圏域の基本理念を設定します。

柳井市・田布施町・平生町圏域として連携強化した快適生活都市づくり

豊かな海や山などの自然環境を保全しながら、それらを活用した快適な生活を可能とする居住環境の整備を進めるとともに、SDGs目標11「持続可能なまちづくり」も視野に、本圏域内外の交流・連携機能の強化を図ることなどにより、本圏域住民が住み良さを実感できる快適生活都市づくりを行います。

広域立地適正化方針における「立地適正化の基本理念や方向性」「誘導区域等の基本方針」の目標年は、概ね20年後の「令和22年(2040年)」とします。取り組みによる達成度評価を行いながら、方針の見直しを行います。

2 将来都市構造

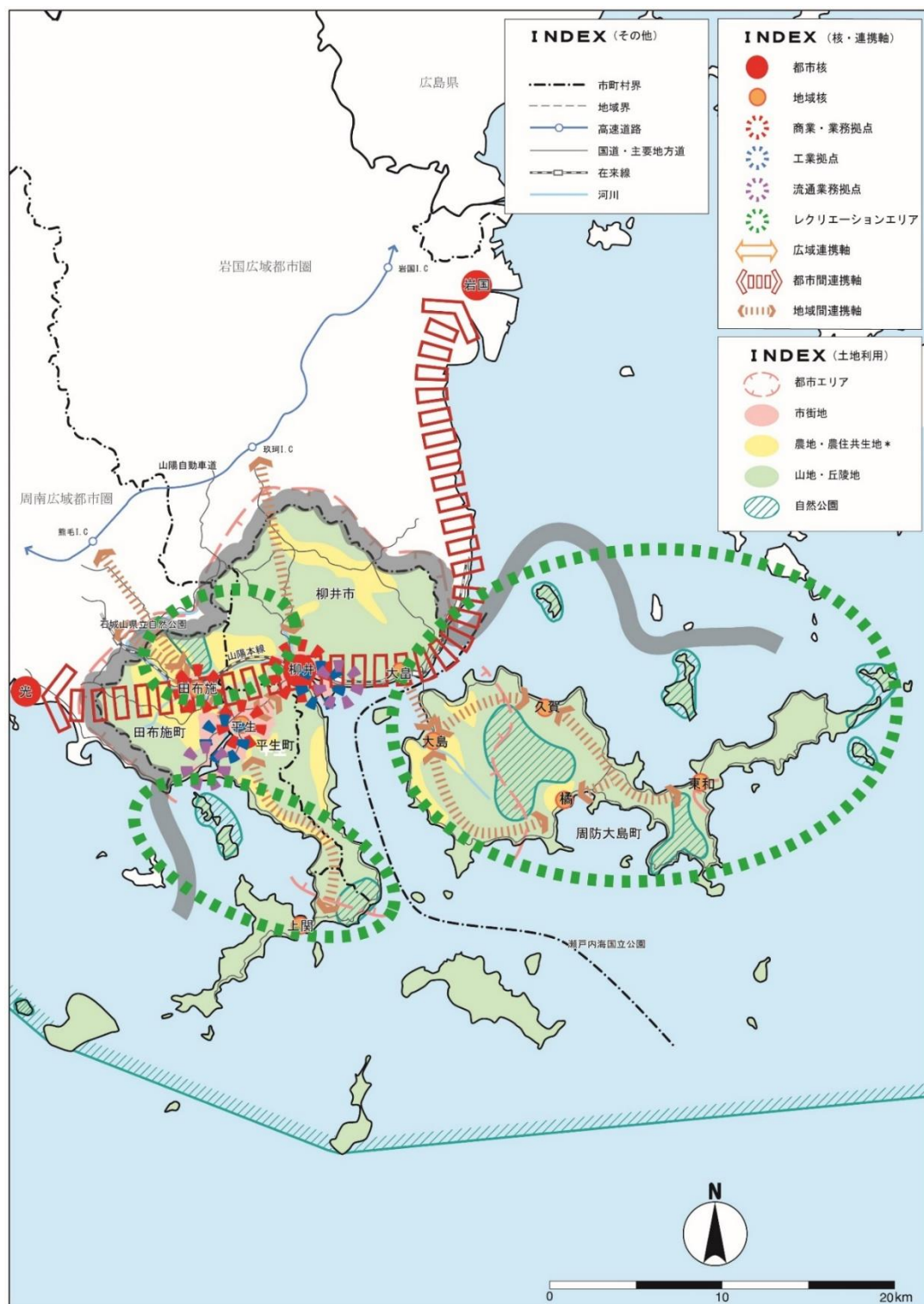
■核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区
地域核	各地域の中心的役割を担う地区
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリア
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸
都市間連携軸	都市の連携を担う軸
地域間連携軸	地域の連携を担う軸

■土地利用

都市エリア	都市の概ねのエリア
市街地	市街地として建築物や都市施設等の立地・集積を図るエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリア
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリア

■柳井広域都市圏の将来都市構造図



出典：柳井広域都市圏の都市計画の方針（山口県）

3 広域立地適正化の方向性

■ 中心市街地の連携強化による活性化

都市核を担う柳井市の中心部は、拠点性の強化と活性化を図りつつ、平生町と田布施町の都市機能との補完・連携を促進することにより、圏域の中核を担う市街地の拠点性の強化と都市核にふさわしいにぎわいと回遊性のある中心市街地の再構築を図ります。

柳井市中心部である柳井駅周辺では、主に広域的な行政・商業等機能の提供を行い、田布施町、平生町の拠点においては、柳井駅周辺の広域行政・商業等機能と連携した地域都市機能の配置を目指します。



■ 用途地域における市街地の適正な誘導と用途白地地域における開発抑制

用途地域内を中心に計画的かつ質の高い市街地形成を推進して、まとまりある市街地の形成による集約型の都市づくりを進めます。

適正な開発の規制・誘導により、周辺地域と調和したまとまりある美しい市街地の形成を図ります。



■ 都市間交流を支える交通基盤の整備

都市核を担う柳井駅周辺と周辺都市との交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤の整備を進めるとともに、山陽自動車道等の高速交通体系へのアクセス強化による都市間ネットワークの強化を図ります。また、高齢化の著しい本圏域における公共交通機関の重要性は高いため、J R山陽本線や路線バス、身近な生活を支えるコミュニティ交通等の充実を図ります。



■ 都市施設に関する広域的調整と整備の推進

本圏域での交流・連携性を高める幹線道路や広域公園、下水道等の都市施設の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を検討します。供給処理施設等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備に向け検討します。



4. 広域立地適正化における誘導区域等の方針

1 広域立地適正化方針で定めるべき事項

広域立地適正化方針は、本圏域において、広域的な連携や調整が必要な都市機能や居住の配置、広域交通ネットワークの形成について方針を定めるものです。

この方針を踏まえて、各市町が都市機能や居住の配置、広域交通ネットワークの形成などについて検討を行い、立地適正化計画を策定することとなります。なお、防災に対する指針については、各市町における避難計画等に基づきそれぞれの市町で定めるものとします。

【広域都市圏立地適正化方針】

- ☐ 居住誘導区域の設定方針
- ☐ 都市機能誘導区域の設定方針
- ☐ 各機能の分担に向けた方針
- ☐ 広域交通ネットワークの形成に向けた方針

それぞれについて広域の方針を定めます。

【1市2町の立地適正化計画】

- ☐ 広域方針を踏まえた居住誘導区域の設定
- ☐ 広域方針を踏まえた都市機能誘導区域の設定
- ☐ 広域方針を踏まえた各機能の分担に向けた方策
- ☐ 広域方針を踏まえた広域交通ネットワークの形成に向けた方策

各市町の立地適正化計画に盛り込みます。

2 誘導区域設定にあたって

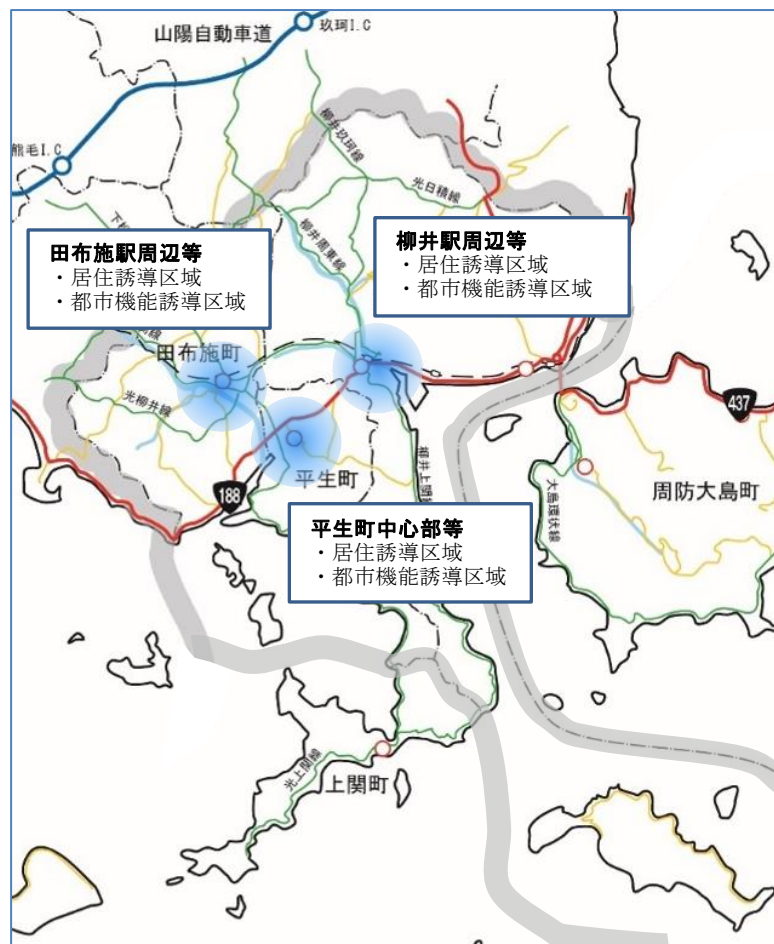
立地適正化計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めることとされています。

居住誘導区域は、人口減少社会において生活サービスを確保し、地域コミュニティを持続的に維持するために、一定のエリアに居住を誘導することで人口密度を維持する区域です。また、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の日常生活に必要な都市機能を誘導し集約することで、これらのサービスの効率的な提供を図る区域です。

具体の誘導区域の範囲や誘導施設については、各市町が策定する立地適正化計画において位置づけられることとなりますが、各市町が独自の基準により区域や誘導施設の設定を行った場合には、施設整備が市町で重複することも考えられ、将来各市町間での相互利用の可能性も損なわれることが懸念されます。

このため広域立地適正化方針においては、本圏域を俯瞰し、具体的な区域等を検討する上で概ね共有すべき考え方について示すものとします。

誘導区域イメージ



3 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口、土地利用、交通、財政などの現状・将来見通しを踏まえつつ、良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共施設の維持などの都市運営が効率的に行われるように定めることとされています。

そのため、居住誘導区域の設定については、用途地域内を基に、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利用が可能な地域のうち、各市町の人口密度や災害リスク等を踏まえて設定します。具体的な区域に関しては、各市町それぞれの立地適正化計画で決定します。

【居住誘導区域を設定する上で対象と考えられる区域】

- ☐ 用途地域内の区域
- ☐ 都市基盤が一定整備されている区域
- ☐ 都市構造上、快適で、利便性が比較的高い区域
- ☐ 既に人口が集積しており、今後も一定の人口密度の維持が比較的に見込まれる区域

〔防災面の留意点〕

各市町において立地適正化計画を策定する際には、防災指針を検討し、災害リスクの分析等を踏まえて居住誘導区域を設定しますが、田布施川における田布施町、平生町など、災害被害区域が関係市町に跨ることが想定される居住誘導区域の設定基準等については、関係する市町で調整し、情報の共有を図るものとします。

なお、居住誘導区域の設定にあたり、洪水等により浸水が想定される区域等について警戒避難態勢や浸水被害対策のための施設整備等といった対応が進められている場合、居住誘導区域の除外要件としないことが出来るものとします。（土砂災害特別警戒区域等といった、国の立地適正化計画作成方針で居住誘導区域に含まないこととすべきとされた区域は除く。）

4 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、都市の中心部などに行政機能、医療機能、福祉機能、商業機能などの誘導したい都市機能を事前に明示することで、生活サービス施設の誘導を行い、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

区域の設定にあたっては、原則、居住誘導区域内に設定することとされていますが、災害リスク等も踏まえつつ、具体的な区域については総合的に判断し、各市町それぞれの立地適正化計画において範囲を明示するものとします。

なお、今後、都市機能誘導区域に位置付けられていない地域において広域的な機能を有する施設の立地が見込まれる場合は、各市町への影響や広域圏立地適正化方針との整合性等について検討、調整を行うこととします。

【都市機能誘導区域を設定する上で対象と考えられる区域】

- ☐ 原則、居住誘導区域内の区域
- ☐ 駅やバス停などの交通施設を中心とした区域
- ☐ 鉄道・バス路線などの公共交通の利便性が高い区域
- ☐ 行政・商業等といった都市機能が一定程度充実している区域
- ☐ エリア範囲は、徒歩や自転車等で一般的に移動できる範囲

5 誘導施設

都市機能増進施設は、「医療、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市の機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

誘導施設は、「都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設」とされており、各市町の特性や実状に合わせ、当該区域に必要な施設をそれぞれ設定し、各市町の立地適正化計画に明示します。そのうち、広域的な機能を併せ持つ誘導施設については、1市2町で検討、調整し、各市町の立地適正化計画において明示します。国、県の行政施設や、大規模小売店舗（とりわけ一万平米以上の店舗）など、既に立地する施設のうち広域圏住民にとって特に影響のある広域的な誘導施設について、現在の施設機能を維持するよう取り組んでいきます。

【誘導施設を設定する上で対象と考えられる施設】

☐まちづくりの方針や課題解決の施策と合致する施設

☐上位計画等で施設整備の位置付けがあり、都市機能誘導区域内での誘導を想定している施設

☐生活の快適性・利便性の維持・向上に資する施設

等

5. 機能分担・広域交通ネットワークと進行管理

1 機能分担と広域交通ネットワーク

■各市町の役割と担うべき広域的機能

本圏域における各市町の誘導区域の役割や担うべき広域的機能については次のとおりです。

なお、区域によっては日常的に求められる機能に加え、広域的な機能についても誘導を図ることとなりますが、日常的に求められる機能の方針は各市町の立地適正化計画において示すものとします。

【柳井市（柳井駅周辺）】

- ・駅周辺の商業施設等の維持・誘導といった、広域的な利用が見込まれる機能を維持し、両町に不足する機能を補います。
- ・本圏域内の連携を促進する広域交通ネットワークを充実させ、本圏域全体の快適性・利便性の向上を目指します。

【田布施町・平生町】

- ・各町の日常的な生活サービスを提供する役割を担い、各機能の維持拡充を図ります。
- ・本圏域の連携を促進する広域交通ネットワークを充実させ、本圏域全体の快適性・利便性の向上を目指します。

■広域交通ネットワーク

都市圏内の移動を支え、連携促進に寄与する広域交通ネットワークとして、自家用車移動の多い本圏域の特性を踏まえた「広域幹線道路」と、高齢者などの移動手段となる「公共交通」の維持・拡充に向けて取り組みます。

【広域幹線道路】

道路によるネットワークは、本圏域内外や各市町拠点の移動の軸となる広域幹線道路と、各地区の地域間移動の軸となる地域幹線道路、地域住民の日常生活を支える生活道路など、さまざまな機能を持つ道路により形成されています。

広域立地適正化方針においては、本圏域内外や各市町の拠点を結ぶ幹線軸となる広域幹線道路について、アクセス性の向上など機能強化に向けて取り組むものとします。

- ・国道188号（柳井・平生バイパス等）、県道光上関線、県道光柳井線等の広域的機能を持つ道路の整備を図ります。
- ・本圏域外への広域交通結節点である山陽自動車道玖珂インターチェンジ、熊毛インターチェンジへのアクセス向上に資する地域高規格道路等の整備に取り組みます。

【公共交通】

本圏域では、道路以外の広域交通ネットワークとして、柳井市と田布施町を結び広域的な移動が可能な鉄道に加え、柳井市と平生町を結ぶ広域的なバス路線を軸とした公共交通によるネットワークを形成しています。

公共交通によるネットワークの基本的な考え方として、現在の鉄道・バス路線網を出来るだけ維持していくとともに、今後の高齢化が進行する社会においては、過度な自動車依存から脱却・転換し、公共交通の利用を主体として、歩いて暮らせるまちづくりを実現する必要があります。

このため、広域立地適正化方針では、より良い公共交通のネットワークの実現に向けた取り組みを図ります。

また、各市町がそれぞれの枠組みで維持・整備すべきバス路線等については、各市町の立地適正化計画や地域公共交通網形成計画において整理することとします。

- ・ 駅バリアフリー化や広域的バス路線の維持に取り組みます。
- ・ 鉄道とバス路線それぞれの利便性を高め、相互の乗継ぎ利便性の確保に努めます。

2 広域立地適正化方針の進行管理

広域立地適正化方針は概ね20年後を目標としています。

各市町では広域立地適正化方針に基づいて、立地適正化計画を策定し、各種施策を実行していくことになりますが、まちづくりは長期的な視点から継続的に取り組むものであるため、社会情勢の変化や関連計画の見直しなど状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行うことが必要です。

このため、各市町が立地適正化計画における各施策目標の達成状況などの検証を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行うのに合わせて、広域立地適正化方針についても各市町協議の上、見直しを行っていくものとします。

■ 広域方針の進行管理（PDCA サイクル）

